

## 福島県道路占用料徴収条例

昭和 45 年 3 月 26 日 福島県 条例第 20 号  
改正 昭和 53 年 3 月 30 日 条例第 27 号  
昭和 59 年 3 月 30 日 条例第 20 号  
昭和 62 年 7 月 17 日 条例第 49 号  
昭和 63 年 3 月 22 日 条例第 27 号  
平成元年 3 月 30 日 条例第 47 号  
平成 8 年 3 月 26 日 条例第 19 号  
平成 9 年 3 月 25 日 条例第 37 号  
平成 15 年 3 月 24 日 条例第 41 号  
平成 15 年 12 月 26 日 条例第 103 号  
平成 16 年 7 月 6 日 条例第 63 号  
平成 19 年 3 月 20 日 条例第 30 号  
平成 19 年 10 月 16 日 条例第 75 号  
平成 22 年 12 月 17 日 条例第 78 号  
平成 24 年 12 月 28 日 条例第 103 号  
平成 25 年 3 月 26 日 条例第 35 号  
平成 25 年 12 月 20 日 条例第 104 号  
平成 26 年 12 月 24 日 条例第 105 号  
平成 29 年 12 月 26 日 条例第 120 号  
平成 31 年 3 月 22 日 条例第 35 号  
令和 2 年 3 月 24 日 条例第 21 号  
令和 3 年 3 月 23 日 条例第 41 号  
令和 5 年 3 月 24 日 条例第 27 号  
令和 7 年 12 月 26 日 条例第 90 号  
令和 8 年 3 月 27 日 条例第 23 号

( 占用料の徴収 )

第 1 条 道路法 ( 昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。 ) 第 39 条第 1 項の規定に基づき、道路を占用する者から、この条例の定めるところにより、占用料を徴収する。

( 占用料の額 )

第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占用の期間 ( 電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法 ( 平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝整備法」という。 ) 第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる期間 ( 当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間 )。以下同じ。 ) に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額 ( その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円 ) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額 ( 以下この条において「各年度の占用料の額」という。 ) の合計額 ( 各年度の占用料の額が 100 円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を 100 円として合計した額 ) とする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち当該占用の期間が 1 月に満たないものに

ついでにの占有料の額は、同項本文の規定により算定した額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、その額）に、当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円とし、その額が 100 円以上の場合であつて、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定することとなる場合にあっては、各年度の占有料の額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、その額）に、当該各年度において当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円とし、その額が 100 円以上の場合であつて、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

（占有料の特例等）

第 3 条 知事は、次に掲げる占有物件に係る占有料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占有料の額を定め、又は占有料を徴収しないことができる。

一 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。）第 11 条の 8 第 1 項に規定する応急仮設住宅

二 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する額の占有料を徴収することが著しく不相当であると認められる占有物件で、知事が定めるもの

（占有料の徴収方法）

第 4 条 占有料は、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占有の期間に係る分を、当該占有の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占有料にあっては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から 1 月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占有料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。

（占有料の不返還等）

第 5 条 すでに納めた占有料は、返還しない。ただし、知事が法第 71 条第 2 項の規定により道路の占有の許可を取り消した場合において、すでに納めた占有料の額が当該占有の許可の日から当該占有の許可の取消の日までの期間につき算出した占有料の額をこえるときは、そのこえる額の占有料は、返還する。

( 延 滞 金 )

第6条 法第73条第2項(法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第73条第1項の規定による督促に係る同項に規定する納付すべき期限(次項において「督促納付期限」という。)までに占用料を納付しない者から、当該占用料の額が1,000円以上である場合に延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、徴収しないものとする。

2 前項の延滞金の額は、督促納付期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ占用料の額に年10.75%の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付があった占用料の額を控除した額とする。

( 委 任 )

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 道路占用料徴収条例(昭和28年福島県条例第10号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の前日に法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は法第35条の規定により協議をした者であつて、この条例の施行の日以後引き続き道路を占有しているものから徴収する占用料の額は、第2条の規定にかかわらず、附則別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる調整年度に限り、同表の当該下欄に掲げる占用料の額とする。
- 4 旧条例の規定により徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

(附則別表略)

別 表 (第2条関係) (昭53条例27・昭59条例20・昭63条例27・平9条例37・平22条例78・平24条例74一部改正・平25条例35一部改正・平成26条例105・平成29条例120・平成31条例35・令和2条例21・令和3条例41・令和5条例27・令和7条例90・令和8条例23)

占 用 物 件		占 用 料			
		単 位	所 在 地		
			甲地 (第3級地)	乙地 (第4級地)	丙地 (第5級地)
1 法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	670	570	530
	第2種電柱		1,000	880	810
	第3種電柱		1,400	1,200	1,100
	第1種電話柱		600	510	470
	第2種電話柱		960	820	750
	第3種電話柱		1,300	1,100	1,000
	その他の柱類		60	51	47
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル につき1年	6	5	5

	地下に設ける電線その他の線類		4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590	500	460
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	360	310	280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	1,000	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500	430	390
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	900	580
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,000	940
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25	22	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36	31	28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54	46	42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72	61	56
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	92	85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140	120	110

	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの				250	220	200
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの				360	310	280
	外径が 1 メートル以上のもの				720	610	560
3 法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	4	3	3
			その他のもの		12	10	9
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1 本につき 1 年	960	820	750
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	600	510	470
		地下に設けるもの			360	310	280
	その他のもの				1,200	1,000	940
4 法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200	1,000	940
5 法第 32 条第 1 項第 5 号	地下街及び地下室	階数が 1 のもの		占有面積 1 平方メートルにつき	A に 0.004 を乗じて得た額		

号に掲げる施設		階数が2のもの	1年	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			950	450	290
	地下に設ける通路			570	270	180
	その他のもの			1,200	1,000	940
6 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19	9	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190	90	58
7 政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	90	58
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	900	580
	標識		1本につき1年	960	820	750
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	9	6
		その他のもの	1本につき1月	190	90	58
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	9	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	90	58

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	900	580	
		その他のもの		950	450	290	
8	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,000	940	
9	政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額			
10	政令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条第5号に掲げる工 事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	190	90	58	
11	政令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げる施 設		占有面積1平方メートルにつき1月	120	100	94	
12	政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
		上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額		
		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
			階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額					
13	政令第7 条第9号に 掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
		その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
14	政令第7	建築物		占有面積1平方	Aに0.024を乗じて得た額		

条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	メートルにつき 1年	Aに 0.012を 乗じて 得た額	Aに 0.015を 乗じて 得た額	Aに 0.017を 乗じて 得た額
15 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.022を 乗じて 得た額	Aに 0.024を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
16 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.026を乗じて得た額		
17 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.022を 乗じて 得た額	Aに 0.024を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額		
18 政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.034を乗じて得た額		

#### 備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
  - (1) 甲地（第3級地） 福島市及び郡山市
  - (2) 乙地（第4級地） 会津若松市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、会津坂下町、湯川村、西郷村、泉崎村、矢吹町、三春町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町
  - (3) 丙地（第5級地） 喜多方市、二本松市、田村市、川俣町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、川内村、葛尾村及び飯舘村
- 3 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 Aは、近傍類似の土地（11の項に掲げる施設のうち政令第7条第8号に規定する特定連結路付属地に設けるもの及び16の項に掲げる施設について、近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等

土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。

附 則 (昭和 53 年条例第 27 号)

- 1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受け、又は法第 35 条の規定により協議をした者であつて、この条例の施行の日以後引き続き道路を占有しているものから徴収する占用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる調整年度に限り同表の当該下欄に掲げる占用料の額とする。
- 3 改正前の別表の規定により徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

(附則別表略)

附 則 (昭和 59 年条例第 20 号)

- 1 この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県道路占用料徴収条例別表政令第 7 条第 1 号に掲げる物件の部看板(アーチであるものを除く。)の款その他のものの項の規定の適用については、昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「2,000」と、「1,800」とあるのは「1,000」と、昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「2,500」と、「1,800」とあるのは「1,250」と、昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「3,000」と、「1,800」とあるのは「1,500」とする。
- 3 この条例による改正前の福島県道路占用料徴収条例別表の規定による徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 62 年条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年条例第 27 号)

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年条例第 47 号)

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年条例第 37 号)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可を受け、又は同法第 35 条の規定による協議が成立した占有物件であって、施行日以後引き続き道路を占有するもの（施行日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新されたものを含む。以下「既存占有物件」という。）に係る平成 9 年度以降の各年度の占有料の額は、次項に定めるものを除き、改正後の福島県道路占有料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占有料額」という。）を超える場合は、当該改正占有料額とする。

一 平成 9 年度 改正前の福島県道路占有料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第 2 条の規定を適用して算定した当該既存占有物件に係る 1 年当たりの占有料の額に 1.1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

二 平成 10 年度以降 当該既存占有物件に係る前年度の占有料の額に 1.1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

3 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者又はガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業者（以下「電気事業者等」という。）については、福島県建設事務所又は福島県土木事務所の道路占有許可事務に係る所管区域（以下単に「所管区域」という。）ごとのその電気事業者等についての既存占有物件に係る次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整占有料額」という。）の合計額（当該合計額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）が、所管区域ごとの当該電気事業者等についての既存占有物件に係る改正占有料額の合計額を超えるまでの間は、当該電気事業者等から県が徴収する既存占有物件に係る平成 9 年度以降の各年度の占有料は、所管区域ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、当該調整占有料額の合計額とする。

一 平成 9 年度 改正前の条例第 2 条の規定を適用して算定した当該既存占有物件に係る 1 年当たりの占有料の額に 1.1 を乗じて得た額

二 平成 10 年度以降 当該既存占有物件に係る前年度の占有料の額に 1.1 を乗じて得た額

附 則（平成 15 年条例第 41 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 103 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 75 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日条例第 78 号）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定、第 3 条

第2号の改正規定（「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削る部分に限る。）及び第4条の改正規定は公布の日から、別表10の項の改正規定（「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。）及び同表11の項の改正規定（「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める部分に限る。）は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第74号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定、別表9の項の改正規定（「第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「第7条第7号に掲げる施設」に改める部分に限る。）、同表10の項の改正規定（「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。）、同表11の項の改正規定（「第7条第9号」を「第7条第10号」に改める部分に限る。）及び同表12の項の改正規定（「第7条第10号及び第11号」を「第7条第11号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第6条の規定は、施行日以後の占用料（福島県道路占用料徴収条例第2条第1項に規定する占用の期間の始期が施行日以後である占用に係るものに限る。）に係る延滞金について適用する。

附 則（平成25年3月26日条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第104号）

- 1 この条例中第2条第2項の改正規定は平成26年4月1日から、第3条第2号の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例第2条第2項の規定は、平成26年4月1日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月24日条例第105号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 平成27年度以降の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げるものとする。
  - 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通事事

業者及びガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業者（以下これらを「電気事業者等」という。）については、福島県各建設事務所又は各土木事務所の道路占用許可事務に係る所管区域ごとのその電気事業者等についての占用料の額が前年度の占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額を占用料の額とする。

- 2 前号に掲げるもの以外の占用物件に係る占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、当該調整占用料額とする。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日条例第 120 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 35 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成 31 年 10 月 1 日前に道路法（昭和 27 年法律 180 号）第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受け、又は同法第 35 条の同意を得た占用の期間（電線共同溝に係る占用にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の許可を受け、又は同法第 21 条の協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可を受け、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）のうち、その期間が 1 月未満であって、かつその終了日が平成 31 年 10 月 1 日以降である場合においては、当該占有における占用料の額に係る福島県道路占用料徴収条例第 2 条の規定の適用については、同条第 2 項中「1.08」とあるのは、「1.1」とする。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日条例第 21 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 既存の占有物件における令和 2 年度以降の各年度の占用料の額は、占有物件ごとに算出した占用料の額が、占有物件ごとに算出した前年度の占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日条例第 41 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日条例第 27 号）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額につ

いては、なお従前の例による。

- 3 既存の占用物件における令和5年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

附 則（令和7年12月26日条例第90号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月27日条例第23号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。